

販売前説明書

(飼養方法・愛護法等)

この説明書は、動物の健康及び安全の確保並びに危害又は迷惑等の防止が図られるように、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第8条第4号の規定に基づき、購入契約前にあらかじめ購入動物の特性及び状態に関する説明、対象動物の飼養に必要な説明書の交付を行うために作成したものです。

SHIBA-INU SHOP BEANS

Ver.2 2026/1/1～

作成者 関 博之

21-印健福 558-6

①動物の特性及び状態の概要

種類 : 犬

品種 : 柴犬 (豆サイズ)

性別 : オス / メス

数 : 1 頭 生産地 : 富里市七栄 647-11

不妊又は去勢措置 : 実施 / 未実施

生年月日 : 年 月 日 生れ

平均寿命 : 柴犬 平均 12 歳 ~ 15 歳

成体時構成 : オス 体重 5~7 kg 程度 体高 28~34 cm 程度

メス 体重 3~6 kg 程度 体高 26~32 cm 程度

ワクチン接種・投薬状況 : 回 済

① 年 月 日 (種混合ワクチン)

② 年 月 日 (種混合ワクチン)

③ 年 月 日 (種混合ワクチン)

④ 年 月 日 (狂犬病予防接種)

4~11 月 ノミ・ダニ・フィラリア等の予防薬 (獣医に相談)

病歴の有無： 有 / 無 (病名)

親や同腹子における遺伝的疾患の発生状況： 有 / 無

当該動物の所有者

個体識別： 有 *MC 装着は義務です

種類：マイクロチップ MC

識別番号

体重 年 月 日計測 g

②飼育保管方法

1. 飼養施設、用具及び環境

(1) 飼養施設、用具

飼養施設は、動物の大きさや習性に応じた十分な広さを備えたものを用意しましょう。

排泄設備、隠れ場、遊具等も必要です。

また、掃除等が容易で逃げ出したりしない構造のもの、突起物等により傷害等を受けるおそれがないものを選びましょう。

ゲージや小屋等、寝床、食器・水入れ等 (かじっても無害なもの)

(2) 掃除等

動物の健康と安全を守るため、定期的に掃除や消毒を行い、適切な衛生状態を確保しましょう。

I. 掃除は汚れの程度を見ながら必要に応じて実施。

不衛生になりがちなため特に水換えはこまめに行うこと。

II. 時々、日光や熱湯による消毒を行うこと

(中には消毒用の薬剤に弱い動物もいる)。

(3) 環境

適切な日照や通風等の確保を図り、適切な温度や湿度が維持された飼育環境を確保しましょう。

I. 採光、通気、換気がよいこと。

II. 種によって異なるが、暑さ、寒さ、湿気に弱い動物がいるので、

適切な温度・湿度を維持すること。

III. 床は、掃除が容易で衛生状態の管理が適切にできる構造や設備の

ものとする。

IV. 種によっては、隠れ場等の特殊な環境や設備を必要とするもの

があることに配慮すること。

(3) 飲み水

いつでも新鮮な水が飲めるように置いておきましょう。

仔犬の場合1日の目安は 体重1kgに対し50~80ccです。

*個体差があるため体調や排便の状態をよく観察してください

(4) 動物によっては、与えてはいけない食物があるので注意が必要

また、肥満も動物の健康にとっては好ましくありません。

I. 人の食べ物は欲しがっても与えないこと。人とは体のつくりや必要な栄養バランスが違うので、病気の原因になるとともに、しつけの上でもよくありません。

II. 種によっては、ビタミンCなどの体内で合成できない栄養素もあるので、これらの補給に努めること。

III. ネギ類など、種によって、給与してはならない食べ物であるので注意すること。

3. 運動及び休養

動物の習性等に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保するように
しましょう。

I. その習性を踏まえて、日没後は消灯して静かな環境に置く等の措置
が必要。

II. 複数飼いが可能な種類と困難な種類がある。

III. 狭いゲージの中だけでは運動量が足りない場合は、遊具を入れたり、
外に連れ出す等適切な運動量を確保することが必要。

4. しつけ

健康と安全を守るため、各家庭ごとにあつたしつけをしましょう。

くれぐれも他人に迷惑をかけないことに注意しましょう。

5. 手入れ

動物の健康を保つためには、日頃の手入れは大切です。

体中をくまなく触ることは、病気や異常の早期発見につながります。

また、種によって異なりますが一般に飼い主が動物の体を触ることは、スキンシップを図ることにもなります。

I. 種によって、手入れの仕方が異なるので注意が必要。

例えば、犬のように積極的にシャンプーをすることが必要な種類、ウサギなどのようにシャンプーをすると場合によっては死に至る種類まで様々である。

II. 手入れの一般的なメニューとしては、

ブラッシング、シャンプー、爪切り、歯磨きなど

6. 病気

(1) かかりやすい主な病気

動物の種や品種によりかかりやすい病気があります。

病気になった場合、致命的になる種類の動物も多いので、

普段からの予防対策が重要です。

(2) 人と動物との共通感染症

動物から人へ、人から動物へうつる病気を人と動物との

共通感染症といい、200種類以上あるといわれています。

主な共通感染症及び哺乳類にかかりやすい感染症には、

次のようなものがあります。

- ・犬 : パスツレラ症、皮膚糸状菌症、回虫症、狂犬病など
- ・ネコ : 猫ひっかき病、トキソプラズマ症、回虫症、Q熱、
狂犬病など

(3) 健康管理と予防方法

動物がかかる病気は、感染症、腫瘍、生活習慣病など人と同じようにたくさんあります。

病気を早期に発見するためには、常に元気・食欲・尿・便の状態などに注意していることが必要です。

良いホームドクター（獣医師）を決めて、様子がおかしいときは早めに受診しましょう。病気になったときにあわてるより、

普段からバランスのとれた食事や適量の運動に気をつけ、

ワクチンや薬で予防することが一番なのはいうまでもありません。

また、共通感染症を予防するためには、口うつしで食べ物を与えるなどの過度の接触をしない、糞や尿は早めに処理をする、

動物の体や生活環境を清潔にする、動物の体に触れたり糞や

尿を扱った後はよく手を洗う等のことを守り、衛生的な飼い方を

心がけていれば、必要以上に恐れることはありません。

普段から動物の健康状態に注意して、具合がおかしいと思ったら、

早めに獣医師に相談してください。また、飼い主自身や家族の健康

状態にも注意し、異常があれば医師に相談してください。

7. 不妊・去勢措置等

-

飼養頭数が増え適切な飼育管理ができなくなってしまった場合には、動物を劣悪な飼育環境下に置くこととなるだけでなく、人に迷惑や被害等を及ぼしたり、遺棄や虐待等の違法な事例を発生させることとなります。

動物が繁殖し、飼養数が増加しても適切に飼養できる場合以外は、できる限り繁殖を制限するように努めましょう。

繁殖を制限する主な方法としては、去勢手術（数千～数万円）、不妊手術（数万円）、雌雄の分別飼育などがあります。

不妊去勢手術は、一般的には大人になる前に行う方が望ましいとされており、その効果としてはみだりな繁殖を防止するだけでなく、性格が穏やかになってしつけがしやすくなること、発情期のストレスを軽減できること、子宮蓄膿症等の病気を予防できること等があげられています。

デメリットとしては肥満やホルモン失調が認められる場合があること等があげられています。

8. その他

○個体識別と終生飼養 : マイクロチップ等による個体識別措置

所有者の明示と終生飼養は、飼い主の愛情と責任のあかしです。

○本説明書は必要最小限のことについて記載したものです。

また、動物によっては、その飼養保管方法が十分に明らかに
されていない種もあります。飼養保管方法の詳細については、
専門の飼養書等をご参照下さいますようお願いいたします。

○関連法令の概要は次頁に揚げたとおりですが、哺乳類の中には、
特定動物（動物愛護管理法）、特定外来生物（特定外来生物法）、
国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種（種の保存法）
に指定されている種があり、その飼養等が規制されていますので、
注意してください。

1. 動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）

（1）次の規制を守ることが義務付けられています。

守らない場合には、懲役刑や罰金等が課せられます。

I. 愛護動物のみだりな殺傷、虐待又は遺棄の禁止。

※「愛護動物」とは、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、

いえうさぎ、鶏、いばと、あひるのことです。

また、これら以外で人が占有している哺乳類、鳥類、爬虫類
も含まれます。

II. 動物取扱業（販売、保管、貸出し、訓練、展示）を行う場合は、
都道府県知事等の登録を受けること。

III. 特定動物（危険な動物）の飼養保管を行う場合は、都道府県知事
等の許可等を受けること。

(2) 飼い主の責務等として、次のことを守るように努めることとされています。

- I. 動物を「命あるもの」と認識し、みだりに殺し、傷つけ、苦しめないこと（基本原則）
- II. 動物の種類、習性等に応じて適正に飼養保管し、動物の健康及び安全を確保すること（健康等の確保）
- III. 動物が人の生命・身体・財産に害を加え、人に迷惑を及ぼさないようにすること（危害や迷惑等の防止）
- IV. 動物の起因する感染症について正しい知識を持ち、予防に必要な注意を払うこと。（人と動物との共通感染症の予防）
- V. 動物の所有者を明らかにするため、マイクロチップ等による個体識別措置をすること（所有者の明示）
- VI. 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号）」を遵守すること。
- VII. みだりな繁殖により適正飼養が困難にならないように、必要に応じて不妊去勢手術等を行うこと。（繁殖制限）

2. 狂犬病予防法 ※鳥類・爬虫類の販売時には説明不要

次の規制を守ることが義務付けられています。

守らない場合には、罰金等が課せられます。

I. 犬を飼い始めてから（幼齢犬は生後90日になったら）

30日以内に、区市町村長に登録を行うこと。

II. 生後91日以上の犬は毎年1回狂犬病予防接種を受けさせること。

III. 鑑札及び注射済票を犬につけておくこと。

IV. 犬が死亡や、登録内容に変更があったときは、

30日以内に区市町村に届け出ること。

それぞれの地方公共団体においては、条例により動物の愛護及び管理に関する特別の規定を制定している場合があります。

